

「(仮称) 町田市いきいき長寿プラン 27-29」の策定について

「(仮称) 町田市いきいき長寿プラン 27-29」を策定することについて報告します。

1. 計画の概要

町田市では、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられることを目指して、2027年度から2029年度の3年間で計画期間とする「(仮称) 町田市いきいき長寿プラン 27-29」(以下、「次期計画」という)を策定します。

2. 次期計画の特徴

従来の老人福祉計画、介護保険事業計画に加え、新たに認知症施策推進計画を一体的に策定いたします。

2024年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(以下、「認知症基本法」という)において、認知症施策推進計画の策定が市町村の努力義務となりました。認知症基本法が定める基本理念及び基本的施策は、これまでに市が先進的に取り組んできた認知症施策の方向性と一致するものです。

高齢者施策の計画をまとめて策定することで、認知症施策の継続性を確保すると共に、より効果的な高齢者施策の推進を図ります。また、認知症施策を含めた高齢者施策の全体像を体系的に示すことで、市民の皆様にとってもより分かりやすく、実効性の高い計画を目指してまいります。

3. 次期計画の内容

(1) 位置づけ

- ・老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画
- ・介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画
- ・認知症基本法第13条に基づく市町村認知症施策推進計画

(上位計画)

- ・町田市基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン 2040」
- ・町田市地域ホッとプラン

(2) 構成

現計画の構成を踏まえ、次期計画は以下の項目で構成する予定です。

- ・国や市の現状と課題(高齢化率、生産年齢人口等)
- ・現行計画の取組の進捗評価
- ・各種調査の結果(調査対象者:高齢者・高齢者の家族・介護事業所)
- ・計画の理念、基本目標、基本施策と取組内容、評価指標
- ・介護保険事業について(総事業費、保険料等)

4. 次期計画の策定体制

①町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会

計画策定にあたっては、市の附属機関である町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会において審議を行います。審議にあたっては、厚生労働省が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」や社会保障審議会の検討動向も踏まえます。

町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会

- 根拠条例 町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会条例
- 委員数 16名
- 構成員 学識経験者3名、保健医療関係代表3名、福祉関係団体代表5名、地域関係団体代表2名、町田市民3名（公募）

②パブリックコメント

計画策定にあたっては、町田市パブリックコメント実施要綱に基づき、パブリックコメントを実施します。

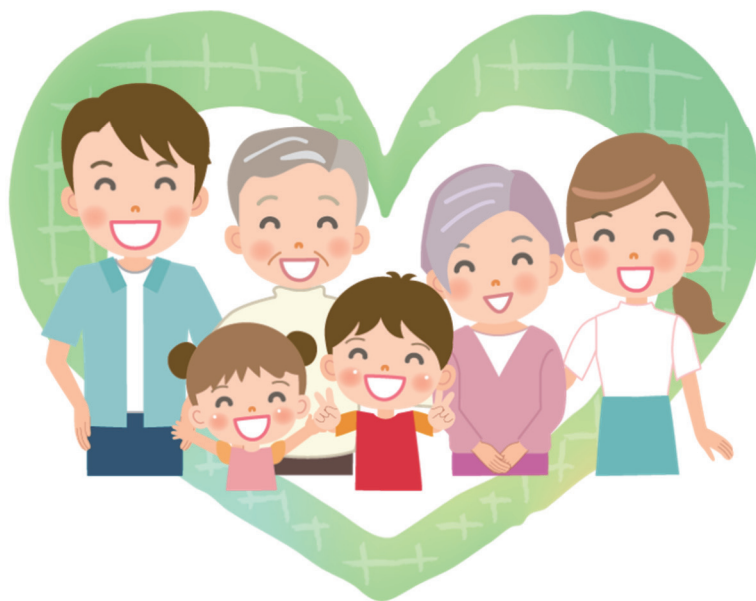
5. 次期計画の策定スケジュール

時期	内容
2024年8月	町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会 諮問
2026年11月	町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会 中間報告
2026年12月	2026年第4回町田市議会定例会行政報告 「パブリックコメントの実施」
2027年1月	パブリックコメント実施
2027年3月	町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会 答申 (仮称)町田市いきいき長寿プラン27-29 策定
	2027年第1回町田市議会定例会行政報告 「(仮称)町田市いきいき長寿プラン27-29の策定」

町田市いきいき長寿プラン 24-26

概要版

高齢者の尊厳が守られ、人生の豊かさが
実感できるまち



～地域で支えあい健やかで自分らしさを感じられるまちの実現～

2024年3月

町田市

1 町田市いきいき長寿プランとは

(1) 町田市いきいき長寿プランの目的

住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることは、高齢者の共通の願いであり、市内の高齢者からは「生きがいを持って暮らしたい」、「自宅で暮らし続けたい」、「よりよい介護サービスを受けたい」などの声が寄せられています。

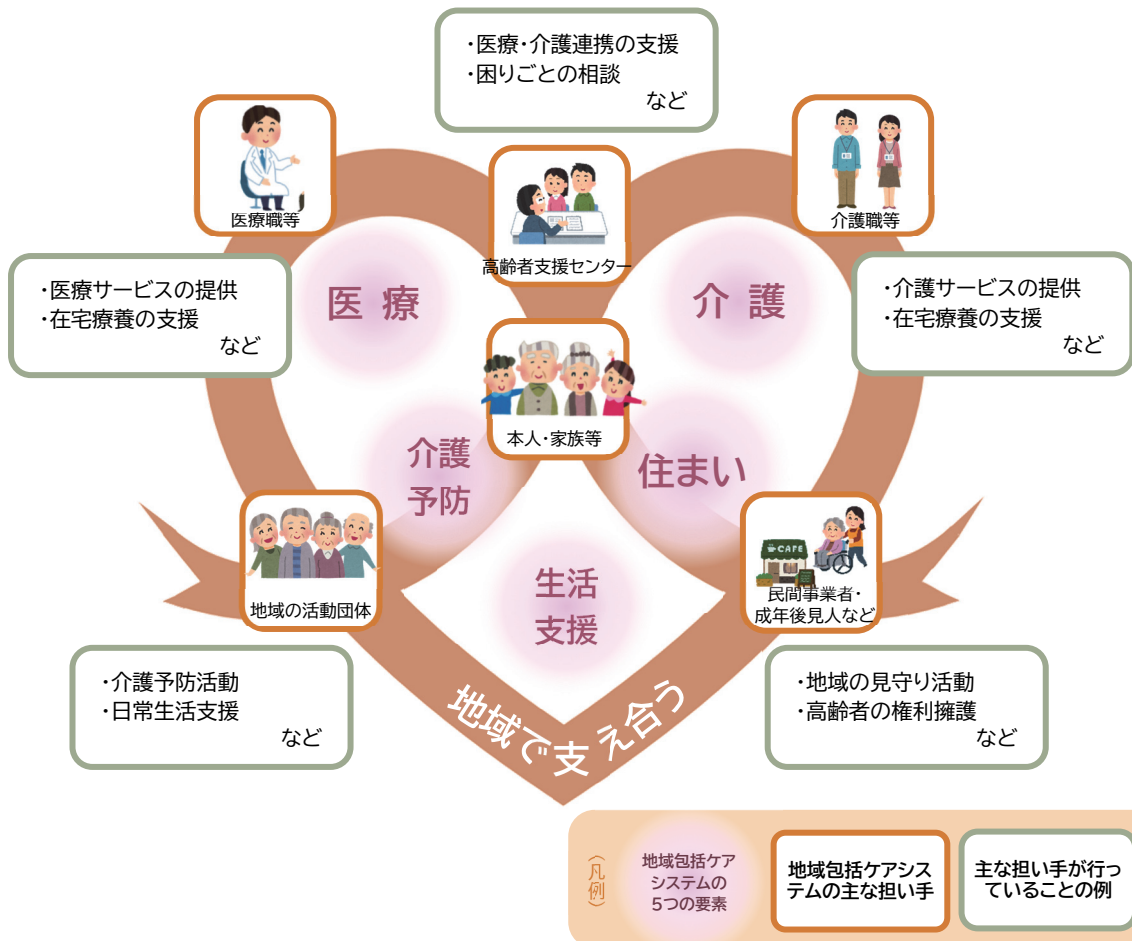
その一方で、我が国は少子高齢化により高齢者に係る社会保障費の増大とそれらを支えるための人的・財政的な対応が大きな課題となっています。

町田市では、地域包括ケアシステムの理念に基づいた「高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられること」と、安定した介護サービス提供のための「持続可能な介護保険制度を運営すること」の2つを目的として「町田市いきいき長寿プラン24-26」(以下、「プラン」という)を策定します。

地域包括ケアシステムとは

「地域包括ケアシステム」とは、在宅での生活に必要な5つの要素である「医療」、「介護」、「住まい」、「生活支援」、「介護予防」に関するサービスが身近にあり、それらを必要に応じて利用することで、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることを目指すものです。

地域包括ケアシステムのイメージ図



(2) プランの基本理念

このプランでは、これまで町田市が目指してきた「高齢者の尊厳が守られ、人生の豊かさが実感できるまち～地域で支えあい健やかで自分らしさを感じられるまちの実現～」を基本理念とし、一人ひとりの生活の中での基本理念の実現を目指します。

基 本 理 念

高齢者の尊厳が守られ、人生の豊かさが実感できるまち
～地域で支えあい健やかで自分らしさを感じられるまちの実現～

(3) プランの位置づけ

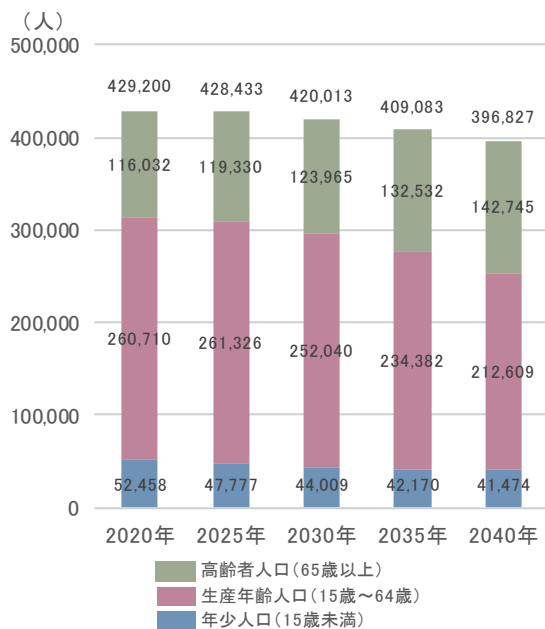
このプランは老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画と介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

このプランの期間は2024年度から2026年度の3か年です。

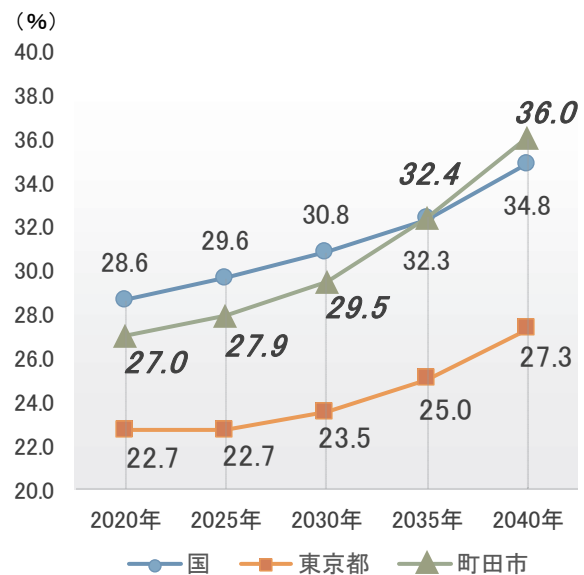
2 町田市の現状

(1) 統計データから見える現状と将来推計

【図1】町田市の総人口の推移



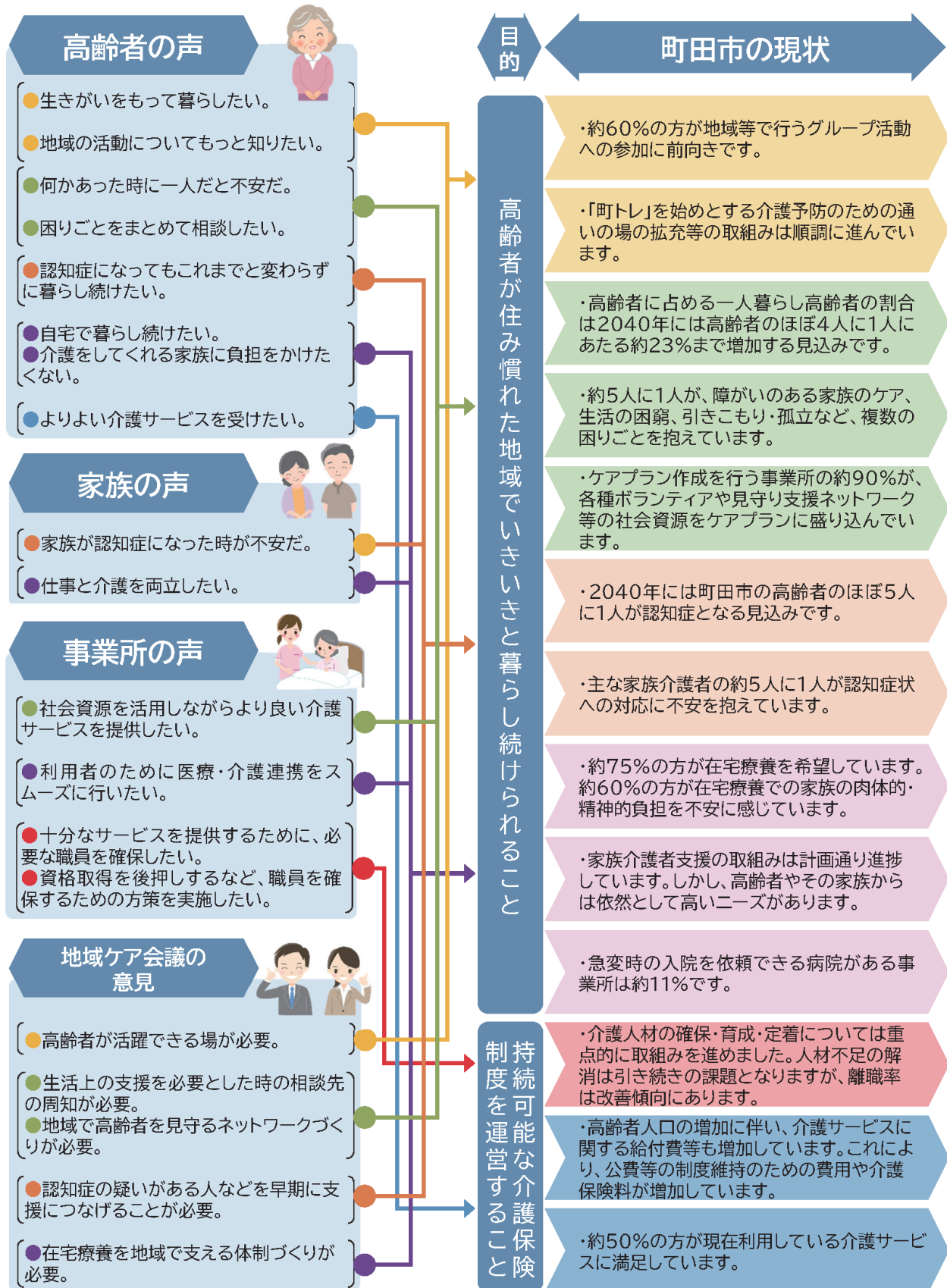
【図2】高齢化率の将来推計



- 町田市の総人口は2020年時点で約429,000人です。国の総人口は2008年にピークを迎えましたが、町田市は2025年頃まで横ばいで推移し、その後減少に転ずる見込みです。【図1】
- 町田市の高齢者人口は2020年時点で約116,000人であり、高齢化率は約27%です。2035年には、高齢者人口は約133,000人まで増加し、高齢化率は国に並ぶ約32%に達します。その後、高齢化率は国を上回り推移する見込みです。【図1・図2】

3 町田市の課題

高齢者等の声・町田市現状・町田市の課題をプランの2つの目的に沿って整理しました。



町田市の現状から見える課題

課題の整理

・高齢者の社会参加と活躍の機会の拡充が求められています。

・より多くの高齢者が参加しやすい通いの場の拡充が求められています。

・高齢者を孤立させないために更なるアプローチが求められています。

・高齢者本人やその家族等の複雑化・複合化した課題の受け止め体制の充実が求められています。

・社会資源の更なる発掘と調整が求められています。

・認知症の人やその家族が暮らしやすいまちづくりが求められています。

・認知症の人の家族に対する支援の拡充が求められています。

・在宅療養における家族介護者の負担の更なる軽減が求められています。

・医療・介護連携の更なる強化が求められています。

・介護人材の確保・育成・定着に対し、引き続き重点的に取り組むことが求められています。

・持続可能な介護保険制度の運営に向けた給付適正化等の取組みの強化が求められています。

・介護サービスの質の更なる向上が求められています。

1

高齢者の生きがいや健康づくりに関すること

2

地域とのつながりや
支えあい、安心な暮らしに
関すること

3

認知症とともに生きる
まちづくりに関すること

4

在宅療養を支える医療・介護
連携や家族介護者支援に
関すること

5

サービス基盤と人的基盤の
整備に関すること

6

介護サービスの
品質向上や給付の適正化に
関すること

4 基本目標と基本施策

プランの2つの目的を踏まえ、2つの基本目標を定めました。また、基本目標には「課題の整理」1から6に基づいた6つの基本施策を定めました。

基本目標 I

「住み慣れた地域で、つながり、支えあいながら、いきいきと暮らすことができる」

「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係ではなく、それぞれの役割や活躍の場がある社会を目指す基本目標を定めました。これは、「誰もが自分の役割や活躍の機会を得られる共生社会」の実現に通じるものです。

基本施策1 生きがいを持っていきいきと暮らす

高齢者がいきいきと暮らしていけるよう、生きがいづくりや介護予防・健康づくりの取組みを行うグループへの支援を行います。また、活動の効果が分かるよう、効果の見える化を図ります。

基本施策2 地域とつながり、支えあいながら、安心して暮らす

高齢者が安心して暮らせるよう、それぞれの地域において、誰もが相談できる高齢者支援センターの体制づくりや、住民同士の支えあいを支援する取組みを進めます。

基本施策3 認知症とともに生きる

「認知症とともに生きるまちづくり」を進めるため、認知症やその家族の居場所づくりである「Dカフェ」^{デー}の開催や各種イベントなどの機会を活用して、認知症の人が社会参加するための取組みなどを行います。また、認知症サポーターが地域で積極的な活動を行うためのサポートを行います。

基本施策4 住み慣れた場所で暮らし続ける

より多くの方が在宅療養を行えるよう、医療と介護の連携を進めます。また、家族の介護をしている方の負担を軽減するために、在宅サービスを利用しやすい環境を整えます。

基本目標Ⅱ

「将来にわたり、よりよい介護サービスを安心して 利用し続けることができる」

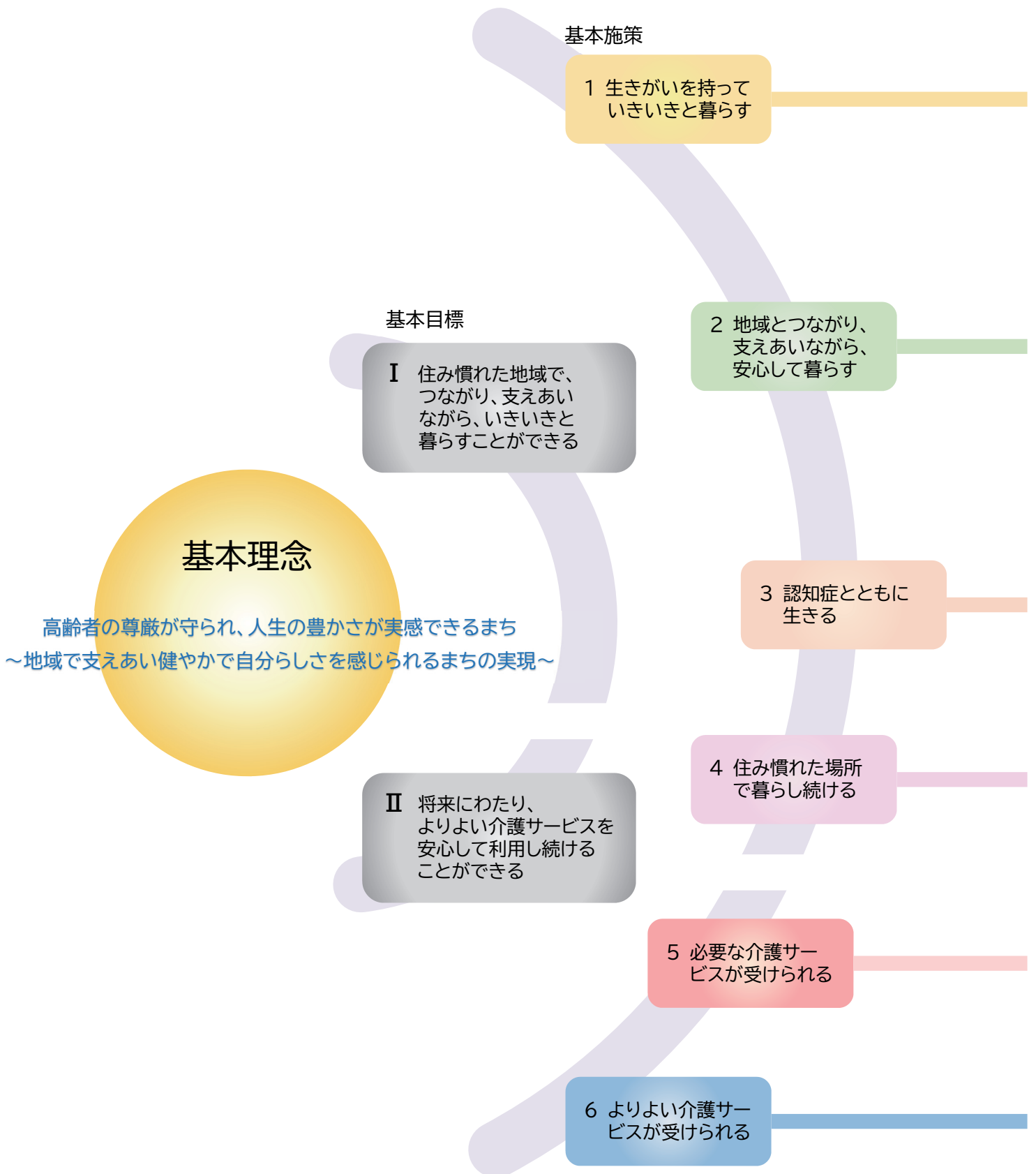
前プランの基本目標である、「よりよい介護サービスを安心して利用し続けることができる」に長期的な視点を加え、基本目標を定めました。

基本施策5 必要な介護サービスが受けられる

高齢化の進展に伴い、介護サービスを必要とする人の増加が見込まれます。これに対応するため、より一層の介護人材の確保に取り組めます。また、介護の現場で働く人の資格取得の支援や相談窓口の設置などにより、働く人の処遇や環境の向上に努めます。

基本施策6 よりよい介護サービスが受けられる

介護サービスの質を高めるために、利用者の要介護度の改善に取り組む介護サービス事業所への支援を行います。また、利用者に適した介護サービスの提供と給付の適正化に取り組めます。



取組みの方向性

主な取組み

1

生きがいがづくりに取組む

重点

- ① 老人クラブ活動の推進
- ② 高齢者のスポーツ活動の普及・啓発
- ③ 町田市シルバー人材センターの会員の確保
- ④ いきいきポイント制度の普及
- ⑤ 多世代が交流できる場づくりの推進

2

介護予防・健康づくりに取組む

- ① 保健事業と介護予防の一体的な推進
- ② 「町トレ」の推進
- ③ 自主グループ活動の推進
- ④ 介護予防サポーターの養成
- ⑤ 要支援者等の生活機能改善のための助言
- ⑥ 短期集中型サービスの実施

3

地域での支えあい取組む

- ① 高齢者支援センターと関係機関との連携強化
- ② 地域ケア会議による課題解決機能の強化
- ③ 生活支援団体の活動の推進
- ④ 移動支援の推進
- ⑤ まちだ互近助クラブの推進

4

高齢者の安心した暮らしの実現に取組む

- ① 高齢者見守り支援体制の充実
- ② あんしんキーホルダーの普及
- ③ 災害時のための介護サービス事業所等との連携強化
- ④ 災害時における高齢者の迅速かつ円滑な避難の確保
- ⑤ 成年後見制度の利用支援
- ⑥ 高齢者虐待の防止
- ⑦ 高齢者を守るための防犯意識づくり

5

住まいと生活の支援に取組む

- ① 養護老人ホームへの入所支援
- ② 高齢者への居住支援の推進
- ③ 寝具乾燥消毒事業の実施
- ④ 高齢者在宅訪問理美容券の交付
- ⑤ 住宅改修・福祉用具アドバイザーの派遣
- ⑥ 高齢者の安全運転意識の向上

6

「認知症とともに生きるまち」の実現に向けて取組む

重点

- ① Dカフェの実施
- ② 認知症とともに生きるまちづくりワークショップの実施
- ③ 認知症について考える「普及啓発イベント」の実施
- ④ 16のまちだアイ・ステートメントの普及
- ⑤ 認知症サポーターの活動支援

7

認知症の人とその家族の支援に取組む

- ① 認知症相談の実施
- ② 認知症の早期受診支援(認知症初期集中支援チーム事業)
- ③ 認知症の人の家族等への支援
- ④ 行方不明高齢者の捜索支援

8

医療と介護の連携に取組む

- ① 「町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト」の推進
- ② 「医療と介護の連携支援センター」による地域ケア会議の開催
- ③ カスタマーハラスメントに対する対応能力の向上

9

家族介護者の支援に取組む

- ① 家族介護者教室や家族介護者交流会の開催
- ② 市民向け介護講習会の開催

10

介護人材の確保・育成・定着に取組む

重点

- ① 介護人材開発センターによる介護人材の確保
- ② 介護の資格取得支援
- ③ 中核となる専門人材の育成・定着

11

介護施設等の整備に取組む

- ① 在宅生活を支える地域密着型サービスの充実

12

介護サービスの品質向上に取組む

- ① 要介護度改善に向けた介護サービス事業者の取組み促進
- ② 介護サービス相談員の派遣
- ③ デジタル技術を活用した介護認定事務の効率化
- ④ 指定申請等に関する文書負担の軽減
- ⑤ 介護現場における生産性の向上

13

適切な介護サービスの提供に取組む

- ① 認定調査の平準化(要介護認定の適正化)
- ② ケアプラン・住宅改修・福祉用具の点検
- ③ 介護報酬請求の適正化(医療情報との突合、縦覧点検)

6 3つの重点テーマ

高齢化の進展に伴い、社会は大きく変化しはじめています。高齢者の健康や介護、住まいなど、高齢者自身に関わる課題に加え、経済活動における顧客層の変化や働き手の不足など、様々な場面で高齢化の影響は現れます。

これらは、誰にとっても日常生活の中で身近な課題となり得るものであり、高齢者を含む、全ての世代の人が「自分ごと」として捉えることが大切であると考えます。

市ではこれまで、高齢者施策として、高齢者の生きがいづくり、介護予防・フレイル予防、認知症、家族介護、介護サービス事業所における介護人材の確保等、様々な課題に取り組んできました。これらのうち、「介護予防・フレイル予防」や「認知症施策」、「介護人材確保」などについては、先進的な取組みとして日本各地はもとよりスリランカや韓国、シンガポールなど、海外からも視察が訪れています。

本プランでは、市が行っている取組みのうち、幅広い世代や立場の方が関心を持ち、また、関わることにより、これまで以上の効果を生み出すことができる3つの分野を「重点テーマ」としました。この3つの分野について、市が行ってきた特徴的な取組みを様々な立場や世代の方と共有し、重点的に推進していきます。



1 「社会参加」で介護予防・フレイル予防



「町トレ」グループの活動の様子

高齢者の皆様が、身近な場所で、自分に合った集まりや活動に参加し、介護予防・フレイル予防に取り組めるよう、様々な環境づくりを進めていきます。

重点テーマの背景と特色

● 予防は「みんなで」が効果的

「社会参加」は、今最も注目されているフレイル予防です。人との交流を通して心が元気になり、身体も元気になる相乗効果が認められています！

● こんな効果が出ています

① フレイルリスクの軽減

社会参加のうち、「スポーツのグループ」と「趣味のグループ」については、年に数回の活動を行うだけでフレイルリスクの軽減に効果があることがわかりました。また、「ボランティア活動」と「就労」は、継続して行うことで同様の効果が出ることもわかりました。

② 認定率の減少

「自主グループ活動に参加している人」の5年後の要介護・要支援認定者数の比較を行った結果、自主グループ活動に参加している人は、要介護や要支援として認定される割合が低いことがわかりました。

● 町田を元気にするトレーニング【特色】

数ある自主グループの中で、最も人気が高いのが町田を元気にするトレーニング、「町トレ」です。

「町トレ」は、市オリジナルの筋力トレーニングで、元気な方も、体力に自信のない方も無理なく行うことができます。週1、2回続けることで、心身機能の維持・改善効果が期待できます。

現在、約210団体、約3,300の方が「町トレ」に取り組んでいます。あなたのお住まいの地域にも「町トレ」グループがあります。

2 認知症とともに生きるまちづくり



市内の認知症カフェ「D カフェ」

地域住民をはじめ、多種多様な分野の団体等とまちづくりの指標である「16 のまちだアイ・ステートメント」^{じゅうろく}の理念を共有し、連携・協力して「認知症とともに生きるまちづくり」に向けた取り組みを推進していきます。

重点テーマの背景と特色

●認知症は誰にでも起こり得る身近な症状です

認知症とは、何らかの原因で脳の働きが低下することや、脳の細胞が損傷を受けることで、認知機能(物事を記憶する、問題を解決するために深く考える、言葉を使う、計算するなどの頭の働き)が低下し、様々な生活上の支障が現れる状態を指します。

●「認知症とともに生きるまち」を目指して

人生 100 年時代と言われる今、誰もかが認知症とつきあって生きることがあたり前になりつつあります。町田市では、認知症になっても地域の中で自分らしく活躍できる「認知症とともに生きるまち」を目指しています。

●認知症の人とつくった「16 のまちだアイ・ステートメント」【特色】

町田市では、認知症の人やその家族、医療福祉関係者、行政、民間企業、NPO、研究者など幅広いメンバーで話し合いを行い、認知症の人にとって町田市がどのようなまちであってほしいかを、「アイ=私」の視点で 16 の文章にまとめた「16 のまちだアイ・ステートメント」を策定しました。

ステートメントの中の「私」は、今認知症である「私」や、これから認知症になり得る「私」を指しており、地域の関係者が目指すべき地域のあり方や活動のビジョンとして共有しています。

※ 「16 のまちだアイ・ステートメント」の全文は、町田市ホームページでご覧いただけます。



3 あつまる・つながる まちだの介護人材



2023年度介護職員合同入職式

高齢化に伴い介護サービス需要が増加しても必要な介護サービスが受けられるよう、介護サービスを支える介護人材の確保・育成・定着について取組んでいきます。

重点テーマの背景と特色

●全国で介護人材が不足しています

介護業界は、慢性的に人材不足の状況が続いています。更に今後は、高齢者人口の増加に伴い介護サービスの需要が増加する一方で、少子化による働き手の減少が見込まれます。町田市においても、市内の介護サービス事業所を対象とした調査において、約50%の介護サービス事業所が「必要と考える職員数を確保できていない」と回答しており、介護人材の不足は深刻な状況と言えます。

●そのイメージ、古いかも？

かつて、介護の仕事は、「給料が低い」、「体力的にきつい」、「勤務時間が長い」、「離職率が高い」などと言われてきました。しかし、そうした状況は過去のものとなりつつあります。例えば、市内の介護保険事業所を対象とした独自調査では、2016年度には26.6%だった離職率は、2022年度には15.0%となっており、6年間で、大幅に改善しています。

●町田市介護人材開発センター【特色】

市は2011年に「町田市介護人材開発センター」設立の支援を行い、その後も協力して介護人材の「確保」、「育成」、「定着」に取り組んでいます。介護人材に特化したこのようなセンターがあるのは多摩26市の中では町田市だけです。この強みを生かし、市と町田市介護人材開発センターは一体となって介護人材の確保に向けた取組みを進めていきます。

7 目標達成に向けた取組み

基本施策1 生きがいを持っていきいきと暮らす

取組みの方向性	主な取組み(抜粋)
① 生きがいづくりに取組む	<p>●いきいきポイント制度の普及</p> <p>いきいきポイント制度の登録施設(介護保険施設や保育園等)で、利用者の話し相手やレクリエーションの補助などのボランティア活動を行った方に対しポイントを付与し、商品券等への交換を行います。</p>
② 介護予防・健康づくりに取組む	<p>●「町トレ」の推進</p> <p>「町トレ」は、元気な方から体力に自信がない方まで無理なく行うことができる町田市オリジナルのトレーニングです。この「町トレ」を行う新規自主グループの立上げを支援します。</p>

基本施策2 地域とつながり、支えあいながら、安心して暮らす

取組みの方向性	主な取組み(抜粋)
③ 地域での支えあいに取組む	<p>●高齢者支援センターと関係機関との連携強化</p> <p>「8050問題」やダブルケア等、複合的な課題について、高齢者支援センターと、障がい者支援センター、子ども家庭センター等で、一体的に協力して解決できるよう、まちだ福祉〇ごとサポートセンターを軸とした相談支援体制を拡充します。</p>
④ 高齢者の安心した暮らしの実現に取組む	<p>●高齢者見守り支援体制の充実</p> <p>新たに高齢者の見守り活動を始める団体や個人への支援を行います。また、既に見守り活動を行っている町内会・自治会等の団体や個人、宅配業者等の民間事業者に対し、見守りのポイント等を伝える講座を実施するなど活動継続の支援を行います。</p>
⑤ 住まいと生活の支援に取組む	<p>●住宅改修・福祉用具アドバイザーの派遣</p> <p>高齢者が介護保険を利用して住宅改修や福祉用具の購入・レンタルを行うにあたり、利用者の状態にあった改修等ができるよう、住宅改修・福祉用具アドバイザー(建築士、理学療法士、作業療法士)を自宅へ派遣し、高齢者やケアマネジャーへの助言・支援を行います。</p>

基本施策3 認知症とともに生きる

取組みの方向性	主な取組み(抜粋)
⑥ 「認知症とともに生きるまち」の実現に向けて取組む	<p>●16のまちだアイ・ステートメントの普及</p> <p>認知症とともに生きるまちの目指すべき姿である「16のまちだアイ・ステートメント」を多くの方々に知っていただくことで、認知症の人の思いや、まちづくりへの理解を広めます。また、これらの普及を図るための広報ツールを作成します。</p>
⑦ 認知症の人とその家族の支援に取組む	<p>●認知症の早期受診支援(認知症初期集中支援チーム事業)</p> <p>医療や介護の専門職で構成されたチームが高齢者の自宅を訪問し、認知症に関する様々な相談に対応するとともに、医療機関への受診支援や介護サービスの紹介を行います。認知症の早期に、必要な医療を受け、状態に応じた介護サービスを利用いただくことで、安定した生活の維持を図ります。</p>

基本施策4 住み慣れた場所で暮らし続ける

取組みの方向性	主な取組み(抜粋)
⑧ 医療と介護の連携に取り組む	<p>●「町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト」の推進</p> <p>「町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト」では、医療職と介護職等の専門職間の連携強化を図るための多職種連携研修会等を行います。</p>
⑨ 家族介護者の支援に取り組む	<p>●家族介護者教室や家族介護者交流会の開催</p> <p>家族介護者が、日々の生活で役立つ介護の知識や技術、利用可能な介護サービスの内容等について学ぶ家族介護者教室を開催します。また、家族介護者同士が、悩んでいることや工夫していること等を分かち合うことで、心身のリフレッシュや介護負担の軽減を図る家族介護者交流会を開催するなど、家族介護者の支援に取り組めます。</p>

基本施策5 必要な介護サービスが受けられる

取組みの方向性	主な取組み(抜粋)
⑩ 介護人材の確保・育成・定着に取り組む	<p>●介護人材開発センターによる介護人材の確保</p> <p>町田市介護人材開発センターが実施する常設の職業紹介窓口に加え、外部会場での就労面接会や相談会を実施します。また、独自に開発したアプリにより、スマートフォンから求人検索や就労相談が気軽に行えるほか、介護施設についての知識習得や介護に関わる様々な仕事の適性診断など、きめ細かな就労支援を行います。</p>
⑪ 介護施設等の整備に取り組む	<p>●在宅生活を支える地域密着型サービスの充実</p> <p>地域密着型サービスのうち、認知症高齢者グループホームは市内全体で25施設あり、2018年度以降の平均利用率は95%以上となっています。今後も利用者の増加が見込まれることから、サービス量の不足が懸念される「塚第2」、「忠生第2」、「鶴川第2」、「南第2」の4つの日常生活圏域に各1施設ずつ合計4施設を整備します。地域密着型サービスのうち、(看護)小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、事業者が開設準備に時間を要することから、新規整備に向けて公募期間を限定しないなど、随時、参入希望事業者の応募を受け付けます。</p>

基本施策6 よりよい介護サービスが受けられる

取組みの方向性	主な取組み(抜粋)
⑫ 介護サービスの品質向上に取り組む	<p>●要介護度改善に向けた介護サービス事業者の取組み促進</p> <p>介護サービスの提供が利用者の要介護度改善につながった場合、介護保険施設に対し、奨励金を交付します。これにより、より良質な介護サービスの提供を推進します。</p>
⑬ 適切な介護サービスの提供に取り組む	<p>●認定調査の平準化(要介護認定の適正化)</p> <p>新任の認定調査員に対する研修内容を充実させることで、認定調査の質の向上と平準化を図ります。</p>

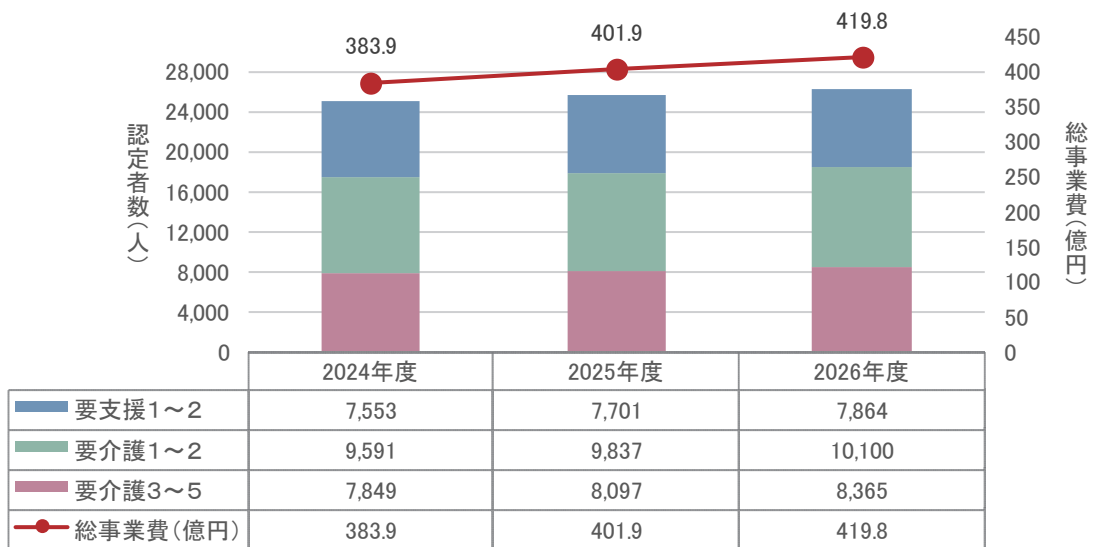
8 2024年度から2026年度の介護保険料

市は、安定した制度運営を行うため3年ごとに介護保険事業計画を策定し、計画期間に必要な保険料改定を行います。

(1) 総事業費の見込み

総事業費の見込額は、2024年度から2026年度の3年間で約1,206億円です。2021年度から2023年度の見込額である約1,048億円と比較すると、約158億円の増額で約15.1%増となります。

【図3】2024年度から2026年度の要介護度別認定者数・総事業費



コラム

要介護度が改善しています ～要介護度改善ケア奨励事業～

町田市では、介護サービスをより良質なものとするために、「要介護度改善ケア奨励事業」を実施しています。これは、入所者の要介護度の改善につながったサービスを提供した市内の特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホームに対し、奨励金を交付するものです。

ここでは、歩行訓練などのトレーニングや食事内容・方法の見直し、外出機会を増やすなど、入所者一人ひとりの身体の状態や体力等に合わせたメニューを作成し、入所者に対し適切な声掛けや目標設定などを行うことで、意欲を高めるなど、施設職員による根気強い取り組みが行われています。

町田市では、2016年度から市独自の事業として、全国に先駆けてこの事業を実施しています。2022年度までの7年間で、累計687名の要介護度が改善しました。

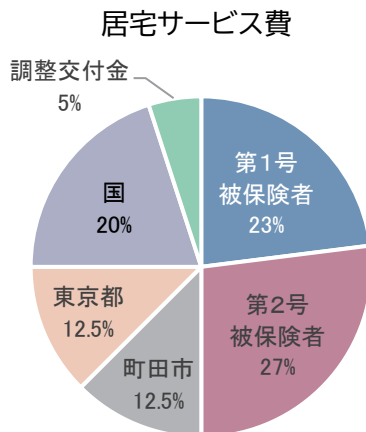
2023年度からは東京都も同様の取り組みを開始しました。

(2) 総事業費の財源構成

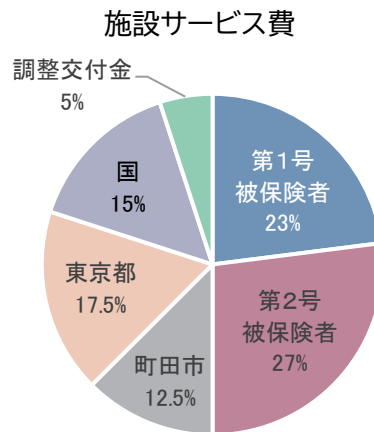
介護サービスに係る給付費は、一部の事業を除き、50%を介護保険料、50%を公費で負担します。2024年度から2026年度における第1号被保険者の負担割合は、2021年度から2023年度と同じ23%となっています。

① 標準給付費の財源構成

標準給付費は、主に「居宅サービス費」と「施設サービス費」があります。



自宅に暮らしながら利用できる介護サービスに係る費用

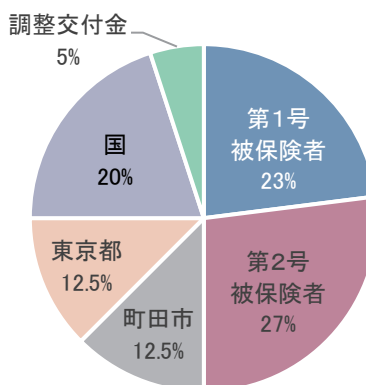


特別養護老人ホームなど、施設に入所して利用するサービスに係る費用

② 地域支援事業費の財源構成

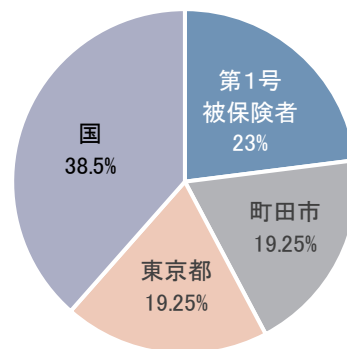
地域支援事業費は、「介護予防・日常生活支援総合事業費」と「包括的支援事業費・任意事業費」があります。

介護予防・日常生活支援総合事業費



市が主体となって行う介護予防事業等に係る費用

包括的支援事業費・任意事業費



高齢者支援センターの運営費や認知症支援事業など地域での生活を支援する事業に係る費用

(3) 第1号被保険者の月額基準額

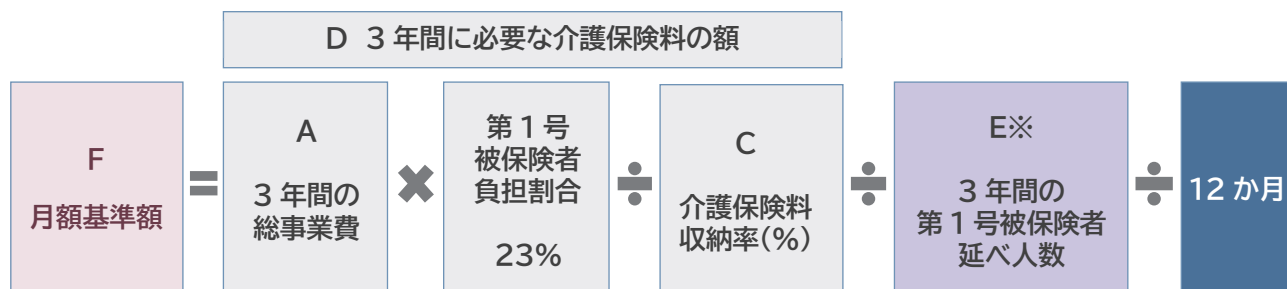
総事業費の見込み額をもとに介護保険料月額基準額を算定します。

個人の介護保険料は、本人や世帯の市民税の課税状況や本人の前年の所得などにより変わるため、それらの計算の基礎となるものとして「月額基準額」を算定します。

項目		金額等
3年間の総事業費	標準給付費	114,043,817,000 円
	介護予防・日常生活支援総合事業費	3,954,605,000 円
	包括的支援事業費・任意事業費	2,569,813,000 円
	A:合計	120,568,235,000 円
第1号被保険者負担分	標準給付費分	26,230,077,910 円
	介護予防・日常生活支援総合事業費分	909,559,150 円
	包括的支援事業費・任意事業費分	591,056,990 円
	調整交付金*不交付額(5%-4.9%)	117,998,422 円
	インセンティブ交付金	△293,122,621 円
	B:合計	27,555,569,851 円

C:介護保険料収納率（見込み）	99.0%
D:3年間に必要な介護保険料の額(B÷C)	27,833,908,940 円
E:3年間の第1号被保険者延べ人数 ※	361,079 人
F:算定上の介護保険料月額基準額(D÷E÷12 か月)	6,424 円
G:介護給付費準備基金*の活用額	1,650,000,000 円 (△384円)
介護保険料月額基準額	6,040 円

月額基準額の算定方法



※ 「E:3年間の第1号被保険者延べ人数」は、第1号被保険者人数を所得段階ごとの第1号被保険者数に保険料率を掛けた人数に補正した人数。

●2024年度から2026年度の

介護保険料月額基準額は、6,040円です。

(4) 第1号被保険者の介護保険料

課税状況		要件	所得区分	保険料率	年額			
世帯	本人				月額			
非課税	非課税	生活保護受給者、中国残留邦人等の支援給付受給者 老齢福祉年金受給者 〔合計所得金額(特別控除後) - 課税年金収入額〕	第1段階	0.285 (0.455 [※])	20,600円 (32,900円 [※])			
					1,721円 (2,748円 [※])			
			第2段階	0.375 (0.575 [※])	27,100円 (41,600円 [※])			
					2,265円 (3,473円 [※])			
			第3段階	0.685 (0.69 [※])	49,600円 (50,000円 [※])			
					4,137円 (4,167円 [※])			
			第4段階	0.775	56,100円			
					4,681円			
			第5段階 (基準額)	1.00	72,400円			
					6,040円			
			課税	課税	合計所得金額(特別控除後)	第6段階	1.075	77,900円
								6,493円
						第7段階	1.225	88,700円
								7,399円
						第8段階	1.40	101,400円
								8,456円
						第9段階	1.60	115,900円
								9,664円
						第10段階	1.75	126,800円
10,570円								
第11段階	1.90	137,700円						
		11,476円						
第12段階	2.05	148,500円						
		12,382円						
第13段階	2.20	159,400円						
		13,288円						
第14段階	2.35	170,300円						
		14,194円						
第15段階	2.50	181,200円						
		15,100円						
第16段階	2.70	195,600円						
		16,308円						
第17段階	2.90	210,100円						
		17,516円						
第18段階	3.10	224,600円						
		18,724円						
第19段階	3.30	239,100円						
		19,932円						

※ 消費税を財源とした公費による保険料軽減前の保険料率及び保険料額。



発行者

町田市 いきいき生活部 いきいき総務課・高齢者支援課・介護保険課
〒194-8520 東京都町田市森野 2-2-22 電話 042-722-3111 (代表)

リサイクル適正 (A)

印刷用の紙にリサイクル
できます。

この概要版は、1,000部作成し、1部あたりの単価は136円となります(職員人件費を含みます)。